

平成18年度税制改正に関する要望

全国知事会
平成17年10月

現下の地方財政は、我が国経済の厳しい状況を反映して、地方税収入の低迷、累次の景気対策の実施等により大幅な財源不足が続き、膨大な借入金残高を抱えるなど危機的な状況にあり、地方公共団体においては、徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる。

また、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方交付税や地方税等の所要一般財源の総額の確保など、地方財政の安定的な運営の確保が緊要の課題である。

一方、政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」においては、平成18年度までの三位一体の改革について、税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革、概ね3兆円規模の税源移譲を行う。税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとされている。

これに対し、地方六団体では、昨年为国庫補助負担金改革の具体案の提出に続き、この7月に「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を提出するとともに、先の総選挙における与党の政権公約にその実現が盛り込まれるよう要請するなど、地方財政の自立につながる地方分権改革の実現を求めている。

このため、平成18年度税制改正にあたって、全国知事会としては次の事項について実現を図られるよう要望する。

記

1 国と地方の税源配分の抜本的な見直し

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分の抜本的な見直しを行うこと。このため、平成18年度までの三位一体改革の第1期改革において所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲を確実に実施すること。さらに、平成19年度以降も「第2期改革」として消費税を含めた基幹税により更なる税源移譲を行うこと。

2 恒久的な減税に伴う補てん対策の見直し

恒久的な減税に伴う地方財政への影響については、暫定的な補てん対策が講じられているが、景気対策としての減税は基本的には国の責任と負担において行うべきものであり、見直すこと。

3 個人住民税への本格的な税源移譲

三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への本格的な税源移譲は、平成18年度の税制改正で個人住民税所得割の10%比例税率化により確実に実施すること。なお、その際は、個々の住民レベルで実質増税とならないよう個人所得課税全体で適切な措置を講ずること。

- 4 地方消費税の充実確保
少子高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等広い行政需要を賄う税として、税収の偏在性の少ない、安定的な財源である地方消費税の充実確保を図ること。
- 5 法人事業税における収入金額課税制度の堅持
電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- 6 固定資産税の安定的確保
固定資産税については、地方公共団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方公共団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。
- 7 不動産取得税の特例措置の見直し
不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。
- 8 自動車税のグリーン化税制の見直し
自動車税については、平成17年度末で特例措置が期限切れとなるグリーン化税制を見直し、その安定的確保を図ること。
- 9 軽油引取税の充実強化
軽油引取税については、地方税であり、かつ、消費段階での課税であるという基本を維持しながら、更に実効性のある脱税防止対策について検討を行うこと。
- 10 非課税等特別措置の整理合理化
地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。特に個人住民税における生命保険料控除等については、早急に整理すること。
また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。
- 11 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し
事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。
- 12 日本銀行の国庫納付金の課税対象化
日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

13 住宅の耐震改修促進税制の創設

住宅の耐震化を促進するため、税制上の支援措置（改修費用の一定割合を所得税から税額控除する）を講ずること。

14 徴税事務の改善等

地方税の徴収率向上や納税者の視点に立った徴税事務の改善を図るため、個人住民税と自動車税について下記の措置を講じること。

所得税や介護保険料と同様、個人住民税についても、公的年金等からの特別徴収を実施すること。

自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けること。また、自動車税制度全体の課題について引き続き検討を行うこと。

15 地方税制の改正時期の改善

地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が十分確保されるよう、地方税制の改正時期について、適切に改善すること。

16 還付加算金の利率の見直し

還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。